

平成16年4月23日

16 情セ 第 57号

農林水産事務次官

石 原 葵 殿

食品の安全性に関する
リスクコミュニケーションのあり方に関する提言

(財)農林水産奨励会
農林水産政策情報センター

代表 大 河 原 太 一 郎

平成13年にわが国で初めて発生が確認された「牛海面状脳症(BSE)」は、わが国の国民に大きな混乱を引き起こし、食品の安全性に対する国民の信頼を失墜させた。この問題に対する行政対応上の問題や今後の畜産・食品衛生行政のあり方を検討するために設けられた「BSE 問題に関する調査検討委員会」は、その検討に基づく提言の中で、「リスク分析」の手法を導入することに注意喚起を促し、一連の混乱はリスクコミュニケーションが欠落していたことも一因と結論付けた。

このため、当センターにおいては、平成14年度及び15年度において、「食品の安全性に関するリスクコミュニケーション」をテーマとし、米国、カナダ、ヨーロッパ諸国等における取組みを調査するとともに、平行して国内において、消費者を対象にアンケート及びフォーカスグループを実施した。

そこで、これらの調査研究の成果に基づき、農林水産省における今後の「食品の安全性に関するリスクコミュニケーションのあり方」について、次のように提言する。

1. リスク分析の推進について

わが国では、昨年7月にリスク評価とリスク管理の分離が行われたところであるが、この二つの関係は密接、不可分なものであり、食品安全委員会と農林水産省、厚生労働省が組織的にも、また実務者レベルにおいても、情報と意見の交換、連絡調整を円滑、かつ効果的に実施することが求められていることから、農林水産省が先頭に立って、こうした連携を食品安全委員会及び厚生労働省に働きかけていくこと。

例えば、カナダでは、1997年、保健省がリスク評価を、食品検査庁がリスク管理を実施する仕組みに組織再編されたが、その後の混乱の経験を踏まえて、組

的にも実務者レベルでも連絡調整してリスク分析を推進している。また、米国では、リスク評価とリスク管理は、当該食品を所管する省庁が実施しているが、各省庁の局と研究所が参加して、コンソーシアム(連絡調整協議会)を設立し、情報・意見の交換を行うほか、リスク評価のプロジェクトについて意見交換を行っている。両国におけるこれらの取組みは、わが国でも参考になると考える。

2. 事業・キャンペーンの浸透について

当センターでは、消費者に対するアンケートやフォーカスグループを実施し、「消費者の部屋」、「食を考える月間」、「食育」、「食の安全・安心情報交流ひろば」等について消費者の関心や認知度等を調査した。その結果、これらの4つの取組み内容に関しては、消費者の関心は高いものの、具体的な取組みについての消費者の認知度は低いことが明らかになった。

このため、これらの4つの取組みに対する消費者の認知度を高めるための方策を早急に講じ、その上で、次のことを講じるよう検討すること。

(1) 「食を考える月間」について

食を考える月間については、平成15年度「食を考える月間」実施要綱には、「食品の栄養特性やその組合せ方、食品の安全性、食事と疾病との関係、食料消費構造と食料自給率の関係、地域固有の食材や食文化等に係る集中的な普及・啓発の取組みを行う」ことが目的として掲げられているが、目的が広すぎる、実施の重点事項についても、一般国民を対象とするとしても、ターゲットに焦点を合わせた媒体の選択やメッセージ内容にすべきである、との意見が多かった。「食を考える月間」の知名度をあげ、消費者に焦点を当てた運動とするため、目的の明確化と効果的なメッセージの発信について検討すること。

(2) 「食育」について

「食育」という言葉について消費者は、どのような目的で、どのような活動をしているのかをイメージできていないので、消費者の視点から目的を整理し、明確なメッセージを発信していくこと。

また、小中学生に対する「食に関する教育」を充実させるため、小中学校教師向けの参考資料(教材のほか、現地体験の計画書等)を提供するとともに、教師からの問合せに答える体制を整備する等、教育関係者が食に関する教育に取り組みやすい環境を整えること。なお、これら参考資料については、農林水産省のホームページに掲載すること。

(3) 「消費者の部屋」について

農林水産本省、地方農政局に設置されている「消費者の部屋」は、庁舎内にあるこ

とから、身分証明書を持たないケースの多い一般消費者には利用しにくいもの となっているので、守衛のチェックの受けない場所への移転を図ること。なお、将来的には、デパートや主要駅周辺等消費者が集まる場所での設置についても検討すること。

(4)「食の安全・安心情報交流ひろば」について

(独)農林水産消費技術センターによるインターネット情報提供ポートサイト「食の安全・安心情報交流ひろば」が立ち上がり、食に関する情報が一箇所のホームページから得られるようになった。今後は、農林水産省においても、この情報交流ひろばの存在を広く広報するとともに、農林水産関係の行政機関や団体の ホームページからも直接アクセスできるよう関係者の協力を求める等、その支援に努めること。

3. 合意形成への取組みについて

わが国でもパブリックコメントが実施されるようになり、消費者等は、施策の新設、改訂の際は、意見を述べるできるようになった。しかしながら、

- 1) 英国、米国、カナダ等に比べて、パブリックコメントの期間が短いこと、
- 2) 最終段階になって意見を求めていること、
- 3) 問題点が分かりにくいこと、
- 4) 選択肢がない場合が多いこと、

等といったことに対し、不満を持つ者も見受けられる。

したがって、食品の安全性の問題に限らず、合意形成への取組みに当たっては、消費者や農業者等が意見を提出しやすいよう、ホームページへの掲載に加え、ワークショップ、フォーラム等の開催を通じて、改正の理由、選択肢の提示等を行い、意見を提出しやすい環境条件を整えること。

4. リスクコミュニケーションスキルの向上について

農林水産省では、既に職員に対して、職階ごとに食品の安全性に関するリスクコミュニケーションについて研修を実施している。今後とも引き続いてコミュニケーションスキルの向上を図ること。その場合、職階ごとに求められるコミュニケーションスキルの内容を明らかにし、それぞれの水準に合った研修を行うことが求められる。

また、当該研修を受講し、スキルが認定される者には、認定書を交付する等のインシアティブ措置を講じ、人材の育成、確保を図ること。

5. 危機対応について

当センターが実施したフォーカスグループにおいても、高病原性鳥インフルエン

ザ問題の深刻さとは別に、農林水産省の対応に関しては不満の声は聞かれなかった。これは、あらかじめ対応マニュアルが整備されていたことが功を奏したものと考えられ、関係者の先見の明と努力について敬意を表したい。今後とも、こうした事件の勃発による消費者の無用の混乱を防止するため、わが国で発生が予測される疾病等について、対応マニュアルを整備し、机上演習を含めて訓練を実施すること。